

【マイナンバー制度における「情報連携」】

「情報連携」とは行政機関同士を専用のネットワークでつないで、手続きに必要な情報を共有する仕組みです。情報連携を活用することで、健康保険組合は、加入者に手続きいただくことなく、自治体等から必要な情報を取得できます。

当健保では今年度から、検認（再認定）実施を目的に情報連携により、加入者資格および昨年の被扶養者収入を確認することとしました。

なお、健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として認められており、法令により定められた範囲内で情報を活用します。

「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のことです。健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として、その事務の範囲内でマイナンバーを使用いたします。